



「特定行為に係る看護師の研修制度」に対する 日本看護協会の考え方と今後の活動方針

公益社団法人日本看護協会（会長・坂本すが、会員 69 万人）は、このたび厚生労働大臣より「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令」（平成 27 年 3 月 13 日厚生労働省令第 33 号）が公布されたことを受け、「特定行為に係る看護師の研修制度」に対する基本的な考え方と今後の活動方針をまとめました。

本制度は、2014 年 6 月の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）の成立を受けて創設された制度であり、本年 10 月 1 日から施行されます。

本会は、本制度を活用し、看護師が専門性をさらに発揮することで、少子超高齢社会における国民のニーズに応えることができると考えます。併せて、研修を修了した看護師が、国民や医療現場の期待に応える役割を果たしていくためには、充実した研修体制の構築や安全性の担保が不可欠だと考えます。

以上のことから、本制度に対する本会の基本的な考え方を以下の通り表明します。

また、研修制度の推進、ならびに特定行為の実施における安全性の担保に向け、次頁に挙げた方針の下、活動していきます。

報道関係者の皆さまにおかれましては、本会の考え方と活動方針にご理解・ご賛同いただき、さまざまな機会にご紹介くださいますようお願いいたします。

— 基本的な考え方 —

- 本制度を活用し、看護師の専門性をさらに発揮し、少子超高齢社会における国民のニーズに積極的に応えていく。
- 本制度創設の趣旨を鑑み、在宅医療等の推進に向け、それぞれの活動場所で求められる看護師の役割をさらに発揮できるよう、本制度を推進する。

— 今後の活動方針 —

<研修の推進にあたって>

○本制度の意義は特定行為のみを行うのではなく、看護の関わりの中で特定行為も含めた医療を提供することであり、本研修を修了した看護師が看護の専門性を発揮した活動を展開できるよう研修を推進する。

1. 本制度を活用した大学院教育の推進

2. 大学院以外での特定行為研修について、①大学院との単位互換性の考慮、②多様な教育方法（e-ラーニング等）の活用を基本に推進

1) 在宅領域および厚生労働省の養成調査試行事業に参加した3領域（救急、皮膚・排泄ケア、感染管理）において、期待される役割機能を基に、必要な行為区分を組み合わせたモデルカリキュラムを作成し公表する

2) 指定研修機関への申請を行い、制度開始に合わせ、当面、認定看護師を対象とした研修を実施する

<安全性の担保について>

○特定行為は難易度の高い診療の補助行為のため、特定行為の実施にあたっては、安全性の担保ができるよう特定行為研修を必ず受講することを推進する。

○今後も、医療や看護の安全性が向上するよう医療関係者はじめ社会に対し普及啓発をしていく。